

令和3年度第2回岡山県私立学校審議会議事録

- 1 日時：令和3年9月2日（木）15：00～16：00
- 2 場所：ピュアリティまきび（岡山市北区下石井2-6-41）
- 3 出席委員：今井委員、川口委員、杉本委員、竹井委員、田中委員、豊岡委員、蜂谷委員、早瀬委員
平田委員、光岡委員、三宅委員、森委員
- 4 議事録署名委員：竹井会長、蜂谷委員、森委員

5 議事内容

- (1) 本日の審議会を公開で行うことを確認。
- (2) 過半数の委員出席により会議の成立を確認
- (3) 諮問事項について以下のとおり審議（令和3年度第1回岡山県私立学校審議会からの継続審議）
 - ① 岡山理科大学附属高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について
 - 申請内容
 - (1) 学期制 3学期制→2学期制
 - (2) 教育区域を変更する
 - 現：国内：8県 → 新：47都道府県
 - 国外：9カ国 → 25カ国
 - (3) 入学時期 年3回→年2回
 - (4) 卒業時期 年3回→年2回
 - (5) 授業料その他納付金の変更
 - (6) 文部科学省の学習指導要領変更に伴う教育課程の変更

<第1回審議会で継続審議になった主な理由の確認>

- ①広域化した際の教育の実施体制が資料だけではわかりにくい。
- ②昨年度、教育区域の拡大を認可したばかりであり、今年度の実績が上がっていないのにさらに拡大するのはなぜか。
- ③広域化した場合、教育の質を確保するためにどうするのが明確でない。

➤ 質疑・意見

- ・グループ大学の留学生募集拠点である「海外交流センター等」の「交流センター」や「エージェント」とは何か。
→「交流センター」は現地機関、「エージェント」は協力してくれる個人や法人である。
大学の生徒募集の拠点であり、高等学校の通信制課程への入学者に対しては日本語指導を行う。
- ・学習等支援施設・サポート校とは別のものか。
→高等学校通信教育規程の施行期日は来年4月であり、法人が交流センター等を今後どのよ

うに定義づけるかは確認できていないが、加計グローバル教育プログラムを踏まえると、交流センター等は「学習等支援施設」に当てはまると考えている。

- ・グループ大学の海外協定校一覧を見ると、大学同士が協定をしているだけに見えるが、通信制高校のサテライト施設はどれか。

→学習等支援施設は必置ではない。ただ、海外の交流センター等がその役割を果たす可能性が考えられる。

- ・「学習等支援施設が必置ではない」のは分かるが、学習等支援施設に相当する仕組みがはっきりしないのでは教育の質の確保に疑問が残る。教育区域を広げた地域に学習等支援施設があるという確認を行っているのか。

→学習等支援施設となりうる施設があることは確認している。

- ・生徒に面接指導を行う体制をある程度、明確に見せてほしいがいかがか。

→「面接指導等実施施設」とは「スクーリングをする施設」のことであり、年2回の集中スクーリングは日本の本校で行う。通常のレポート作成指導はオンラインで本校の教員が日本語で行い、協力校等は日本語指導をしてもらう。

- ・日本語を知らない生徒が入学してきて、日本語で授業を理解させるのはとても難しいと思う。(意見)

- ・新しい試みは応援したい。日本の学生が減っている昨今、外国の学生の受け入れも積極的にやることはいいと思っている。しかし、そのためには経営としてちゃんとやっていける仕組みが必要だ。

① 資料には現在49人の生徒が在籍し、令和4年には200人とし、令和5年には黒字にすると記載されている。200人を単純に教育区域変更後の25カ国で割ると1カ国当たりの生徒は8名程度であり、8名のためだけに各地にサポートの仕組みを用意しておくとなるとビジネスとして成り立つのかという問題がある。並木学院高等学校通信制課程ではうまくいっているというが、岡山理科大学附属高等学校ではどうなのか。うまくいっている並木学院の仕組みにどの部分が相当するのか教えてほしい。

②資料に「2名のカウンセラーによる生徒及び保護者へのサポート」とあるが、生徒はともかく保護者の方は日本語がほとんど通じないことも多い。そのような中で25カ国をたった2名のカウンセラーがどうやって「きめ細かいサポート」をするのか。

③ 教員確保の点で、あまり非常勤を多くすると指導体制等が安定しない。非常勤についてはどうする予定か。

→①「生徒200人」というのは日本の生徒も含めての人数である。

令和4年度末(令和5年3月)に200人を見込んでいると聞いている。また、新規入学だけでなく、年度途中で転入学・編入学する生徒も含めた見込みである。

→②スクールカウンセラーについてだが、資料にある「多様な生徒」とは、人種・民族のことではなく、不登校や特別な支援が必要な生徒を指している。そのため、スクールカウンセラーが使用する言語については確認していない。

→③非常勤ではなく専任・兼任の正職員で行う予定である。令和5年度に15名の教員を確保すると聞いている。

・岡山理科大学附属高等学校における交流センターや協定校の役割は、どのようなものか。サポート校に相当するものなのか。


→協定校・交流センターは「学習等支援施設になりうるもの」として示されている。

・教育区域の広域化については心配事がたくさんある。しかし、規則や法律に違反していなければ、認可してもよいのではないか。法人がやりたいというのなら仕方ないと思う。

・本件は、申請が6項目あり、このうち議論の中心になっているのは主に(2)に関することである。(1)から(6)をまとめて採決するのではなく、分離して採決することは可能か。

→可能だ。

・それでは、本件は分離採決としてよいか。

 (委員より) 異議無し。

・本件は、当該申請が認可された後の教育の質の保障や継続性など具体的な姿が見えにくい。かつ令和3年度の入学者の実績も上がっておらず、これでは説得力に欠ける。大丈夫だと思えるものが欲しかった。このまま認可して何かあった場合、結局被害を受けるのは高校生であり、それは回避すべきだ。ひとまず、現行の教育区域でしっかり実績を積んでほしい。実績が上がってくれば教育区域の変更についても納得が得られやすくなる。

・留意したい点は、本件は教育区域が「広いから」ということではなく、教育の中身が見えない点だ。教育の中身を分かるようにし、教育の質を保てることがはっきりしなければ、許可が適当という判断は難しいのではないか。

➤ 結果

(1)・(3)・(4)・(5)・(6)は認可が適当である。

(2)教育区域の変更については、認可は不適當である。